

業務委託設計書

| | | | | | | |
|--------------|----|----|----------------|----|----|----|
| 令和4年度下水道事業会計 | 部長 | 課長 | 担当 課長 補佐 | 合議 | 審査 | 設計 |
|--------------|----|----|----------------|----|----|----|

| | | | |
|------|--------------------|----|--------------|
| 業務件名 | 米子市公共下水道管路施設調査業務委託 | 工期 | 令和4年11月30日まで |
| 委託場所 | 米子市公共下水道事業区域内 | | |

設計金額 円也

| 費目 | 円 | (内訳) | 年度 | 年度 | 備考 |
|-------|---|------|----|----|----|
| 調査業務費 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

米子市下水道部

業務内容

本業務は、米子市が管理する米子市公共下水管路施設について、米子市下水道事業ストックマネジメント計画における修繕・改築計画のために必要な資料を得ることを目的として、調査を行うものである。

記

管路施設調査工

マンホール目視調査工

マンホール目視調査工 (昼間作業) N = 100箇所

マンホール目視調査工 (夜間作業) N = 28箇所

TVカメラ調査工

本管TVカメラ調査工 (内径150~800mm未満、昼間作業) L = 490m

本管TVカメラ調査工 (内径150~800mm未満、夜間作業) L = 313m

本管TVカメラ調査工 (内径800~2,000mm未満、昼間作業) L = 45m

本管TVカメラ調査工 (内径800~2,000mm未満、夜間作業) L = 1130m

管きょ内洗浄工

管きょ内洗浄工 (昼間作業) L = 534m

管きょ内洗浄工 (夜間作業) L = 1444m

報告書作成工

報告書作成工 (マンホール目視調査) N = 128箇所

報告書作成工 (本管TVカメラ調査、内径150~800mm未満) L = 803m

報告書作成工 (本管TVカメラ調査、内径800~2,000mm未満) L = 1175m

仮設工

交通管理工 一式

米子市公共下水管路施設調査業務委託仕様書

第1章 総 則

1 業務の目的

本業務は、米子市（以下、当市）が管理する下水管路施設について、米子市公共下水道事業ストックマネジメント計画において策定した点検・調査計画に基づき、修繕・改築計画策定のための資料を得ることを目的として、調査を行うものである。

2 適用範囲

- (1) 本仕様書は、当市が発注する米子市公共下水管路施設調査業務委託に適用する。
- (2) 受注者は、本仕様書に従い、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。
- (3) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (4) 本仕様書、特記仕様書及び図面（以下、設計図書という。）に疑義が生じた場合は、当市と受注者との協議により決定する。

3 成果の所有等

本業務で得られた資料及び成果は当市の所有とする。また、成果等については、当市の承諾なしに公表しないこと。

4 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとところによる。

- (1) 指示とは、監督員が受注者に対し、調査上必要な事項について、書面により示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、契約図書で明示した事項について、書面により、受注者と監督員とが同意することをいう。
- (3) 協議とは、契約図書の協議事項について、書面により、監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (4) 提出とは、監督員が受注者に対し、または、受注者が監督員に対し、調査にかかる書面またはその他資料を説明し、差し出すことをいう。
- (5) 報告とは、受注者が監督員に対し、調査の状況または結果について、書面により知らせることをいう。

5 法令等の遵守

- (1) 受注者は、本業務を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等、並びに当市が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

| | |
|---------------------------------------|-------------------------------|
| ① 労働基準法 | (昭和 22 年法律第 49 号) 及び同法関連法規 |
| ② 労働者災害補償保険法 | (昭和 22 年法律第 50 号) 及び同法関連法規 |
| ③ 消防法 | (昭和 23 年法律第 186 号) 及び同法関連法規 |
| ④ 建設業法 | (昭和 24 年法律第 100 号) 及び同法関連法規 |
| ⑤ 建築基準法 | (昭和 25 年法律第 201 号) 及び同法関連法規 |
| ⑥ 港湾法 | (昭和 25 年法律第 218 号) 及び同法関連法規 |
| ⑦ 毒物及び劇物取締法 | (昭和 25 年法律第 303 号) 及び同法関連法規 |
| ⑧ 道路法 | (昭和 27 年法律第 180 号) 及び同法関連法規 |
| ⑨ 下水道法 | (昭和 33 年法律第 79 号) 及び同法関連法規 |
| ⑩ 中小企業退職金共済法 | (昭和 34 年法律第 160 号) 及び同法関連法規 |
| ⑪ 道路交通法 | (昭和 35 年法律第 105 号) 及び同法関連法規 |
| ⑫ 河川法 | (昭和 39 年法律第 167 号) 及び同法関連法規 |
| ⑬ 電気事業法 | (昭和 39 年法律第 170 号) 及び同法関連法規 |
| ⑭ 騒音規制法 | (昭和 43 年法律第 98 号) 及び同法関連法規 |
| ⑮ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) | 及び同法関連法規 |
| ⑯ 水質汚濁防止法 | (昭和 45 年法律第 138 号) 及び同法関連法規 |
| ⑰ 酸素欠乏症等防止規則 | (昭和 47 年労働省令第 42 号) 及び同法関連法規 |
| ⑱ 労働安全衛生法 | (昭和 47 年法律第 57 号) 及び同法関連法規 |
| ⑲ 振動規制法 | (昭和 51 年法律第 64 号) 及び同法関連法規 |
| ⑳ 環境基本法 | (平成 5 年法律第 91 号) 及び同法関連法規 |
| ㉑ 鳥取県公害防止条例 | (昭和 46 年鳥取県条例第 35 号) 及び同法関連法規 |

- (2) 使用人に対する諸法令等の運用、適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。
なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。
- (3) 適用を受ける諸法令は、改定等があった場合は最新のものを使用すること。

6 個人情報の保護

受注者は、業務の処理上知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

7 公益確保の義務

受注者は、本業務を実施するにあたっては、公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

8 提出書類

- (1) 業務の着手にあたっては、米子市の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。
- ①着手届
 - ②現場代理人及び主任技術者届
 - ③工程表
 - ④職務分担表

⑤業務計画書

⑥酸素欠乏危険作業主任届

(酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写しを添付のこと。)

(2) 提出した書類の内容を変更する必要が生じた時は、すみやかに変更届を提出すること。

(3) 業務が完了した時は、米子市の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

①完了届

②納品書

③報告書

④業務委託料請求書等

(4) 前記各項のほか、監督員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。

9 官公署への手続き

(1) 受注者は、道路使用許可を要する調査を実施する場合は、必要な道路使用許可申請等を行い、その許可を受けること。また、許可申請等に要する諸費用は受注者の負担とする。

(2) 受注者は、その他関係法規等の必要な手続きを行うものとする。

10 現場体制

(1) 受注者は、契約締結後、すみやかに現場代理人、並びに調査の技術及び経験を有する管理技術者を定めるとともに、現場に現場代理人を常駐させて、所定の業務に従事させること。

(2) 管路内の調査を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。

(3) 受注者は、善良な調査員を選定し、秩序正しい調査を行わせ、かつ、熟練を要する調査には、相当の経験を有する者を従事させること。

(4) 受注者は、適正な調査の進捗を図るとともに、そのために十分な数の調査員を配置すること。

11 地元住民等との協調

(1) 受注者は、調査を実施するにあたり、地元住民等に調査内容を説明し、理解と協力を得ること。

(2) 受注者は、地元住民等からの要望、もしくは地元住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。

(3) 受注者は、いかなる理由があっても、地元住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。

(4) 使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うこと。

1 2 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督員に報告し、その指示を受けるとともに、すみやかに原状復旧すること。
- (2) 受注者は、調査にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

1 3 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の工程表と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、調査の円滑な進行を図ること。
- (3) 受注者は、毎月末、履行報告書により、調査の進捗状況を監督員に報告すること。
- (4) 日程の都合上、官公庁の休日または夜間に調査を行う必要がある場合は、あらかじめ、その調査内容、調査時間等について、監督員の承諾を得ること。

1 4 成果品の審査

- (1) 受注者は、成果品完成後に、監督員の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに、当該業務の修正を行わなければならない。

1 5 業務の完了

成果品の審査に合格後、所定の成果品一式を納品し、当市検査員の検査をもって、業務の完了とする。

1 6 検査

- (1) 受注者は、完成検査に立ち会うこと。
- (2) 受注者は、検査のために必要な資料（日報、写真、完了図書等）を、検査員の指示に従い、提出すること。

1 7 その他

- (1) 調査箇所において、下水道管路施設に破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、すみやかに監督員に報告すること。
- (2) 設計図書に特に明示していない事項であっても、調査の遂行上、当然必要なものは、受注者の負担において処理すること。
- (3) その他特に定めのない事項については、すみやかに監督員に報告し、指示を受け処理すること。

第2章 安全管理

1 一般事項

- (1) 受注者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 調査中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、業務計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

2 安全教育

- (1) 受注者は、調査に従事する者に対して、定期的に当該調査に関する安全教育を行い、調査員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3 労働災害防止

- (1) 現場の調査環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、調査に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管きょなどに出入りし、またはこれらの内部で調査を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、調査開始前と調査中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。
なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- (3) 調査中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講じるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

4 公衆災害防止

- (1) 調査中は、常時調査現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 調査現場には、下水道管路内調査工と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 調査区域内には、交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
なお、交通整理の必要日数 14 日を見込んでいる。配置人員として、交通誘導員Aを合計 20 名（交代要員：有）、交通誘導員Bを合計 28 名（交代要

員：有）を見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は、別途協議すること。

警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以下のとおりとする。

交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4号に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。

なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置しているとみなす。

- (4) 調査に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的な事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

5 その他

- (1) 受注者は、調査にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに当市に届け出ること。

第3章 管路施設調査工

1 一般事項

- (1) 受注者は、業務計画書に調査箇所、調査順序等を定め、事前に監督員に報告したうえで、調査に着手すること。
- (2) 受注者は、調査内容、調査方法、判定基準等に関して、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得たうえで、調査を実施するものとする。
- (3) 調査にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラ等を使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (4) 調査にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、調査中の安全が確保されるものとすること。
ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、ただちにこれを撤去すること。
- (5) 受注者は、調査にあたり、騒音規制法、振動規制法及び鳥取県公害防止条例等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (6) 受注者が監督員の指示に反して、調査を続行した場合及び監督員が事故防止上危険と判断した場合は、調査の一時中止を命ずることがある。
- (7) 調査にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、調査終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (8) 調査終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、調査箇所の清掃に努めること。

2 調査工

(1) 業務計画書

受注者は、調査にあたり、事前に次の事項を記載した業務計画書を提出すること。

①業務概要

②現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）

③調査計画（テレビカメラ装置等使用機器、調査方法、調査内容、判定基準、実施工程等）

④安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、管きょ内と地上との連絡方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等）

⑤その他

監督員の指示する事項

(2) 調査機材

調査に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。

(3) 調査時間

調査は昼間に行うことを原則とするが、道路管理者や関係官公署等との協議結果、または、調査対象管きょ内の水量が多い場合などの調査条件により、夜間に作業を行う場合は、事前に監督員と協議し、承諾を得ること。

また、調査にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること。

(4) テレビカメラ調査工

- 1) 調査にあたっては、あらかじめ当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。洗浄にあたっては、水圧により管路を損傷することのないよう吐出圧に留意すること。なお、テレビカメラ調査は、管内洗浄後、調査開始までの期間が長期にならないよう、すみやかに実施すること。
また、高圧洗浄車の洗浄水に下水処理水を使用する場合は、監督員の指示する場所の取水施設から取水すること。
- 2) 調査にあたっては、管路内に土砂等の堆積物があり、業務に支障が生じる場合は、監督員に報告し、管路内清掃の必要があるか監督員と協議するものとする。
- 3) 上記 2)において、管路内清掃が必要と判断した場合は、洗浄工を取り止め、清掃工を設計変更の対象とする。
- 4) 本管の調査は、原則として上流から下流に向け、テレビカメラを移動させながら行うこと。
- 5) 本管の調査にあたっては、管種、管径、管の破損、継手部の不良、クラック、取付管口、管のたるみ・蛇行、取付管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸入水等について異常の程度を確認し、全区間について撮影（カラー）し、DVD等に収録すること。
異状箇所、取付管口等の必要箇所については、側視撮影（カラー）し、鮮明な画像をDVD等に収録すること。
- 6) 管内に異状が発見された場合は、DVD等とは別に、モニターから写真撮影（カラー）を行うものとする。
- 7) 撮影内容及び調査方法については、事前に監督員と協議し、承諾を得なければならぬ。

(5) 目視調査工

1) 本管潜行目視調査工

本管内に調査員が入り、管路施設の布設状況、土砂等の堆積状況、管の破損、継手部の不良、管壁のクラック、取付管口、管のたるみ・蛇行、取付管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸入水等について異常の程度を確認し、写真撮影（カラー）を行うものとする。

写真撮影（カラー）は、調査月日、異状内容、発生場所等を明記した黒板を入れて、カラーで撮影すること。

2) マンホール目視調査工

マンホール内に調査員が入り、マンホール内の側塊や側壁のクラックやズレ、浸入水、腐食、破損、隙間、樹木根侵入、足掛金具の腐食・劣化状況、臭気、油脂・土砂等の堆積、管きよの布設状況、蓋の摩耗度、蓋のがたつき・蓋違い、副管の状況等、別に定める項目についての異常の有無を確認し、写真撮影（カラー）を行うものとする。

写真は、調査月日、異状内容、発生場所等を明記した黒板を入れて、カラーで撮影すること。

(6) 異状時の処置

調査の続行が困難になった場合は、ただちに監督員に報告し、指示を受けること。
この場合においても、上下流から調査するなど、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

3 報告書

- (1) 報告書の作成にあたり、その方法や様式等については、あらかじめ監督員と協議するものとする。
- (2) 本調査の調査画像は一般用DVD等に出力し、パソコン上で画像の確認ができるものとすること。また画像のファイル拡張子については監督員と事前協議すること。
なお、提出するDVD等及び写真には、件名、地名、路線番号、継手番号、管径、並びに距離等をタイプ表示すること。
- (3) 提出する成果品は、つぎの項目から必要に応じて選定する。

| | | |
|----------------|-----|----|
| ①調査報告書 | A4版 | 2部 |
| ②打合せ議事録 | A4版 | 2部 |
| ③その他資料 | | 一式 |
| ④上記図書の電子成果品 | DVD | 一式 |
| ⑤その他監督員の指示するもの | | 一式 |

第4章 参考図書

業務にあたっては、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。なお、これら以外の図書に準拠する場合には、あらかじめ監督員の承諾を受けなければならない。

- 米子市公共下水道事業ストックマネジメント計画策定業務（管路施設編）成果品
(平成31年3月米子市下水道部)
- 下水道管路施設の巡視・点検・調査に関する指針
(平成28年6月米子市下水道部整備課)
- 下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－（日本下水道協会）
- 下水道管路施設維持管理積算資料（日本下水道管路管理業協会）
- 下水道管路施設ストックマネジメントの手引き（案）（日本下水道協会）
- 下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン
(国土交通省水管理・国土保全局下水道部)
- 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- 下水道管路施設維持管理マニュアル（日本下水道管路管理業協会）
- 下水道管路管理に関する安全衛生管理マニュアル（日本下水道管路管理業協会）
- 下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携
(管路診断コンサルタント協会編集（経済調査会))

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る特記仕様書

1 目的・主旨

本特記仕様書は、工事及び業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に必要な事項を定めたものである。受注者は本特記仕様書に従って感染拡大防止に取り組むとともに、感染者等が確認された場合には発注者に速やかに報告するなど、感染拡大防止に向けて適切に対応すること。なお、感染状況の変化等により感染拡大防止対策の変更を指示する場合がある。

2 感染拡大防止に向けた取組

（1）現場等における感染拡大防止対策

次の感染拡大防止対策を徹底すること。

- ① 工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い、うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、発熱症状がみられる者の休暇の取得など、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- ② 元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者など、施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動をとること。特に、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所などにおける各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所などでの食事・休憩等、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、感染防止対策に取り組むこと。また、別紙の「3つの密を避けるための手引き」を全ての作業従事者に周知するとともに、現場事務所等で掲示（掲示は工事のみ）を行い、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- ③ 作業従事者（下請事業者含む）が、鳥取県の指定する感染流行厳重警戒地域（IV）、感染流行警戒地域（III）、緊急事態措置区域及び、まん延防止等重点措置区域から新たに転入（通勤者を除く）する場合は、転入する前の7日間はやむを得ない場合を除き外出を自粛し、その後にPCR検査を実施し陰性であることを確認した上で、その結果を事前に監督員等に報告し転入すること。また、感染注意地域（II）から新たに転入（通勤者を除く）する場合は、転入する直前にPCR検査を実施し陰性であることを確認した上で、その結果を事前に監督員等に報告し転入すること。外出自粛中の行動履歴及びPCR検査の結果については、確認することのできる書類を転入前に監督員等に提出すること。この対策に要する費用については、感染防止対策に係る経費として設計変更の対象とするため、事前に監督員等に協議すること。

（2）県外製作工場での監督員等の立会に検査（出来形・品質）

県外の製作工場における監督員等の立会による検査は行わないこととする。なお、受注者は自主検査を行い、検査結果を監督員に提出し、監督員は書面で検査結果の確認を行うこととする。

（3）工事等の書類の提出及び受発注者間の打合せ

書類の提出及び受発注者間の打合せは次のとおりとする。

① 書類の提出について

ア　書面による指示、承諾、協議、提出、提示、報告及び通知は、やむを得ない場合及び契約関係書類を除き電子メールにより提出することとする。

※契約関係書類：契約書、現場代理人選任（変更）通知書、主任技術者等（変更）選任通知書、工程表、完成通知書、請求書、工事出来形部分等確認願

イ　押印書類は押印後にスキャンし、PDFに電子化したうえで電子メールにより送付する。受理、承諾等の押印後は、押印後の書類を電子化し相手方に電子メールにより送付する。

ウ 発注者又は受注者の環境、添付書類が多く電子化することが困難な書類など、電子メールによる送付が困難な場合は、事前に監督員等と協議を行うこと。

② 受発注者間の打合せ

ア 打合せは、事前に電子メールなどにより打合せに必要な書類を提出したうえで、WEB会議システム、電話、情報共有システム等を活用し、やむを得ない場合、現場立会を除き、対面による打合せは行わないこととする。

イ やむを得ず対面による打合せを行う場合、現場立会を行う場合は、以下の点に留意すること。

- ・①密閉空間、②密集場所、③密接場面の3つの条件を避けること。
- ・最小限の人数で実施するよう双方で働きかけを行う。
- ・マスク着用を推奨する等、感染予防を徹底する。
- ・打合せ等に出席した全員の氏名を受発注者双方で記録すること。

3 感染拡大防止対策に係る経費の設計変更

追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合には、実施内容について発注者と協議を行い、必要と認められる対策については、変更施工計画書（又は変更業務計画書）を提出すること。なお必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。

4 感染等が確認された場合の対応

新型コロナウイルス感染症の感染等が確認された場合には、別紙1及び別紙2により対応すること。

5 新型コロナウイルス感染症に係る工事等の一時中止措置等について

新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合のほか、受注者から一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行う。

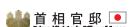
6 測量等業務における検査について

原則対面検査は実施しない。WEB会議システム、電話等を活用し検査を実施する。

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

3つの密を避けるための手引き!

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、「**3つの密(密閉・密集・密接)**」を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り**「ゼロ密」**を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。



■厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653



新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

②「密集」しないよう、人と人の距離を取りましょう!

- ・他の人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離(**2メートル以上**)を取りましょう。



- ・スーパーのレジなどで列に並んでいるとき、前の人には近づきすぎないよう注意しましょう。



- ・飲食店の座席では、**隣の人と一つ飛ばしに座る**と、距離を確保しやすいです。

また、真向かいに座らず、
互い違いに座るのも有効です。

店舗の責任者は、椅子の数や配置を工夫して、十分な距離を保ちましょう。

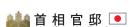


- ・エレベーターでは、多くの人が密集しがちです。混みあっているときは、一本遅らせましょう。また、健康のためにも、階の上下には階段の利用に努めましょう。



- ・職場は、工夫してテレワークへ転換しましょう。導入に向けた支援策もあります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata



■厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653



新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

①「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を!

「部屋が広ければ大丈夫」、「狭い部屋は危険」というものではありません。カギは「換気の程度」です。WHOも、空気感染を起こす「結核・はしかの拡散」と「換気回数の少なさ」の関連を認めています。

窓がある場合

- ・風の流れができるよう、**2方向の窓を、1回、数分間程度、全開**にしましょう。換気回数は**毎時2回以上**確保しましょう。



- ・窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開ければ、窓とドアの間に空気が流れます。扇風機や換気扇を併用したり工夫すれば、換気の効果はさらに上がります。

機械換気がある場合

- ・窓がない施設でも、建物の施設管理者は、法令により感染症を防止するために合理的な換気量を保つような維持管理に努めるよう定められています。

注)ビル管理法により、不特定多数の方が利用する施設では、空気環境の調整により、一人当たり換気量(毎時約30m³)を確保するよう努めなければなりません。

- ・したがって、地下や窓のない高所の施設であっても、換気設備(業務用エアコン等)によって換気されていることが通常のため、過剰に心配することはありません。

- ・しかし油断は禁物です。換気量をさらに増やすことは予防に有効です。冷暖房効率は悪くなりますが、窓やドアを開けたり、換気設備の外気取り入れ量を増やしましょう。また、一部屋当たりの人数を減らしましょう。

- ・通常の家庭用エアコンは、空気を循環させるだけで、換気を行っていません。別途、換気を確保してください。また、一般的な空気清浄機は、通過する空気量が換気量に比べて少ないとから、新型コロナウイルス対策への効果は不明です。

乗り物の場合

- ・乗用車やトラックなどのエアコンでは、「内気循環モード」ではなく**「外気モード」**にしましょう。

- ・電車やバス等の公共交通機関でも、**窓を開け**に協力しましょう。



■厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索



0120-565653

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

③「密接」した会話や発声は、避けましょう!

- ・密接した会話や発声は、ウイルスを含んだ飛沫を飛び散らせがちです。WHOは「5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛沫(約3,000個)が飛び」と報告しています。



- ・対面での会議や面談が避けられない場合には、**十分な距離を保ち**、マスクを着用しましょう。



- ・エレベーターや電車の中などでは、距離が近づかざるを得ない場合があります。**会話や、携帯電話による通話を慎みましょう。**



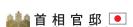
- ・飲食店では、マスクを外す時間が長くなりがちです。外している間に飛沫が飛びことを抑えるには、例えば多人数での会食のように、大声にならざるを得ない催しは慎みましょう。家族以外の多人数での会食などは避けましょう。

注)「多人数」とは10人以上を想定していますが、なるべく少ない方が良いです。

- ・スポーツジムなど、多人数かつ室内で呼気が激しくなるような運動を行うことは避けましょう。



- ・喫煙も、近くにいる人との「密」に、このほか注意して下さい。



■厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653



(出典) 首相官邸ホームページ <https://www.kantei.go.jp/jp/content/000062771.pdf>

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
工事及び業務の対応について**

1 工事及び業務（以下「工事等」という。）で新型コロナウイルス感染症の感染等が確認された場合の対応（以下「当対応」という。）（別紙2参照）

(1) 対象者

発注者：監督員、調査職員（以下「監督員等」という。）を対象とする。

受注者：現場で直接作業する作業従事者（現場代理人、主任技術者、監理技術者、担当技術者、

作業員（下請含む）及び業務で配置される全ての配置技術者）（以下「作業従事者」という。）を対象とする。（社内の事務員、他現場の作業従事者は、接触者、濃厚接触者に該当する場合であっても当対応の対象外）

(2) 用語の定義

現場等：作業場、事業所等をいう。工事においては工事現場、現場事務所及び休憩所、業務については執務を行っている事務所をいう。

陽性者：PCR検査により、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された者

濃厚接触者：保健所が濃厚接触者に該当すると判断した者

接触者：PCR検査で陽性が判明した当該現場等作業従事者と、陽性が判明した日から遡って一週間以内に会話をした者

感染の疑いがある者：濃厚接触者、接触者及び咳や発熱等、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状を呈している者

(3) 感染の疑いがある者が確認された場合の対応

ア 感染の疑いがある者が受注者側の作業従事者に確認された場合

別紙2 「[1] 該当者が受注者側の作業従事者の場合」により対応。

イ 感染の疑いがある者が発注者側の監督員等に確認された場合

別紙2 「[2] 該当者が発注者側の監督員等の場合」により対応。

(4) 注意事項

ア 陽性者について

陽性者は、保健所、医療機関等の指導に従う。

陽性者の現場作業への復帰時期についても医療機関等の判断に従う。

イ 濃厚接触者について

濃厚接触者は、保健所の指導に従う。

濃厚接触者の健康観察期間（待機期間）は最終曝露日（陽性者との接触等）から7日間とする。

ただし、道路の除雪業務に従事する者は社会機能維持者として、下記をすべて満たす場合に限り、受注者判断により濃厚接触者の健康観察期間（待機期間）の短縮を行うことができる。

①当該濃厚接触者が無症状であること

②最終曝露日から5日目にPCR検査若しくは抗原定量検査、又は4日目と5日目に抗原定性検査を行い、陰性を確認

③待機解除後に業務従事する際は、感染対策を徹底し、10日目までは当該業務以外の不要不急の外出は極力控え、公共交通機関の利用を避けすること。

※待機期間短縮に係る詳細については、「新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の待機期間等について」(<https://www.pref.tottori.lg.jp/302385.htm>)を参照すること。

ウ 接触者について

接触者に該当するか否かは受発注者がそれぞれ判断する。

パーテーションの使用、マスク着用の有無を問わず、現場等において、陽性が判明した日から遡って一週間以内に陽性者と会話した者は接触者となる。

接触者はPCR検査で陰性が確認されるまで自宅待機(在宅勤務)とする。

エ (3)アにおける、「現場等の安全が確保されたか」について

工事等の一時中止を解除するにあたり、保健所の指導に従い、機械設備、現場等の消毒作業を実施する。特に保健所から指導が無い場合、消毒完了をもって安全が確保されたとみなす。

オ (3)イにおける、「工事等の一時中止の要否を検討」について

現場等の作業継続が可能な場合、監督員等の追加・変更(通知)や段階確認の臨場を机上とする(指示)等、現場等が継続できるよう監督員体制等の確保に努める。

2 工事等の書類の提出及び打合せについて

(1)工事等の書類の提出

ア 書面による指示、承諾、協議、提出、提示、報告及び通知は、やむを得ない場合及び契約関係書類を除き電子メールにより提出することとする。

※契約関係書類：契約書、現場代理人選任(変更)通知書、主任技術者等(変更)選任通知書、工程表、完成通知書、請求書、工事出来形部分等確認願

イ 押印書類は押印後にスキャンし、PDFに電子化したうえで電子メールにより送付する。

受理、承諾等の押印後は、押印後の書類を電子化し相手方に電子メールにより送付する。

ウ 受注者の環境、添付書類が多く電子化することが困難な書類など、電子メールによる送付が困難な場合は、事前に監督員等と協議を行うこと。

(2)受発注者間の打合せ

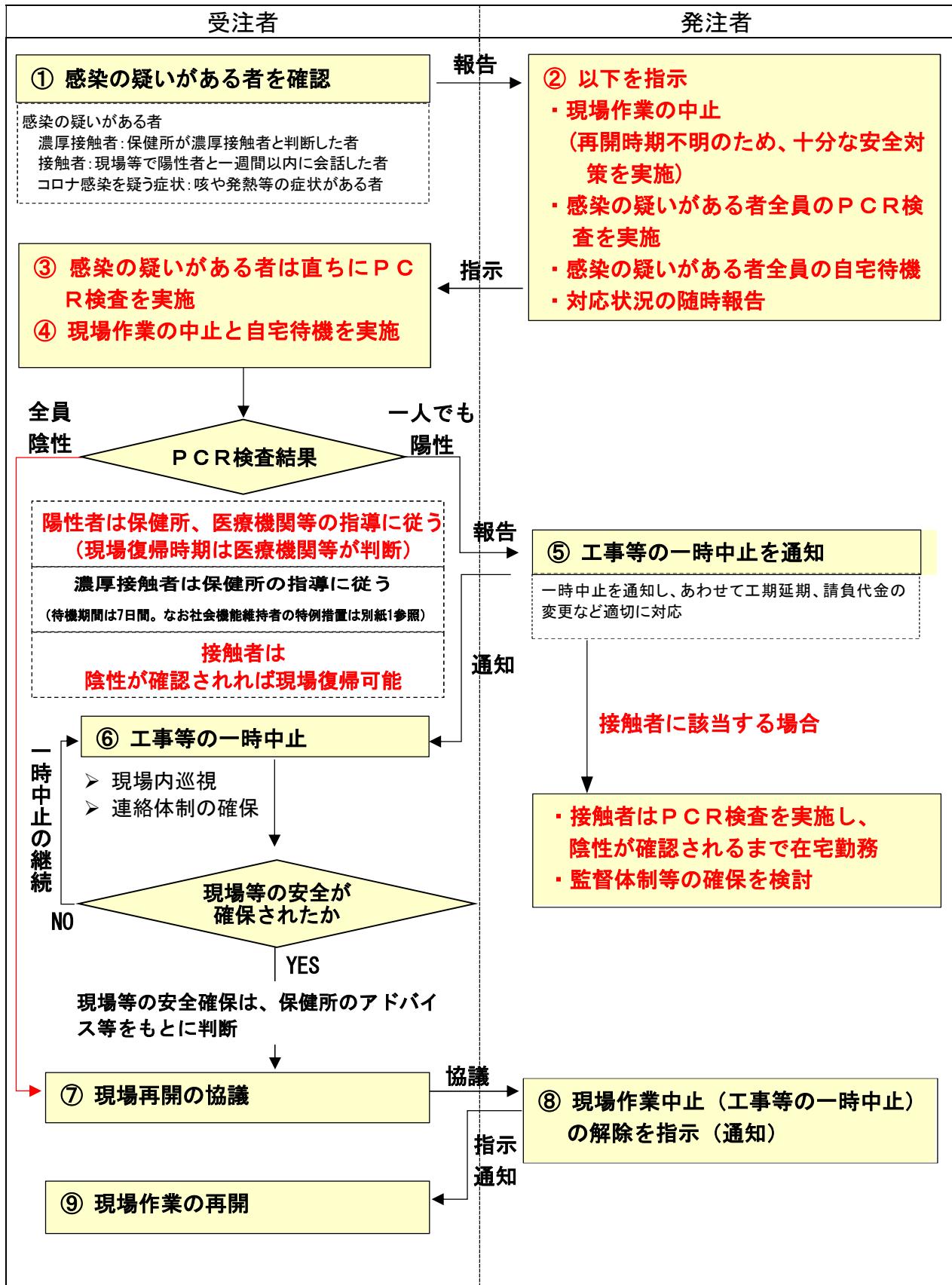
ア 打合せは、事前に電子メール等により打合せに必要な書類を提出したうえで、WEB会議システム、電話、情報共有システム等を活用し、やむを得ない場合、現場立会を除き、対面による打合せは行わないこととする。

イ やむを得ず対面による打合せを行う場合、現場立会を行う場合は、以下の点に留意すること。

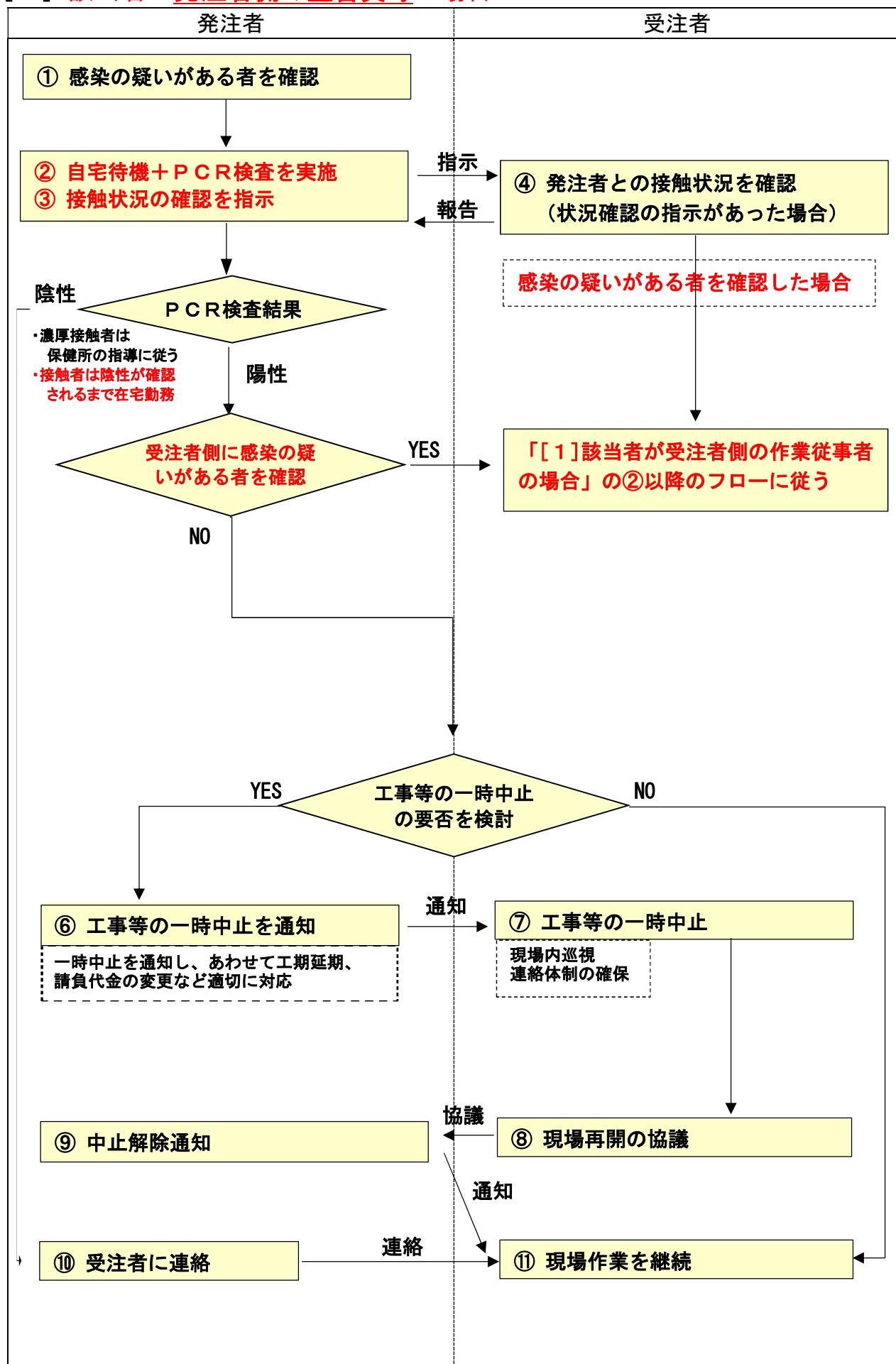
- ・①密閉空間、②密集場所、③密接場面の3つの条件を避けること。
- ・最小限の人数で実施するよう双方で働きかけを行う。
- ・マスク着用を推奨する等、感染予防を徹底する。
- ・打合せ等に出席した全員の氏名を受発注者双方で記録すること。

工事等で新型コロナウイルス感染症の感染等が確認された場合の対応

[1] 該当者が受注者側の作業従事者の場合

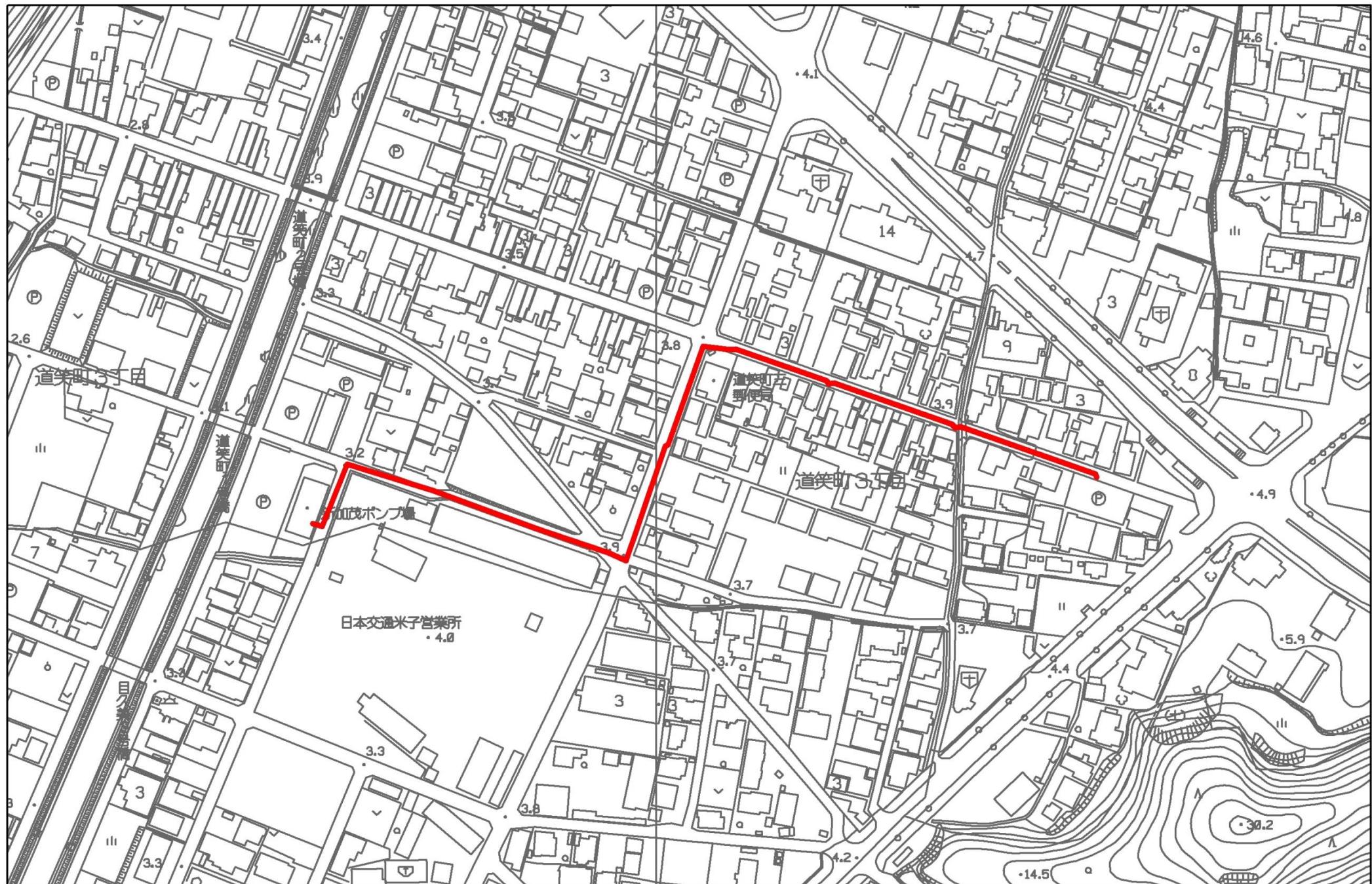


[2] 該当者が発注者側の監督員等の場合



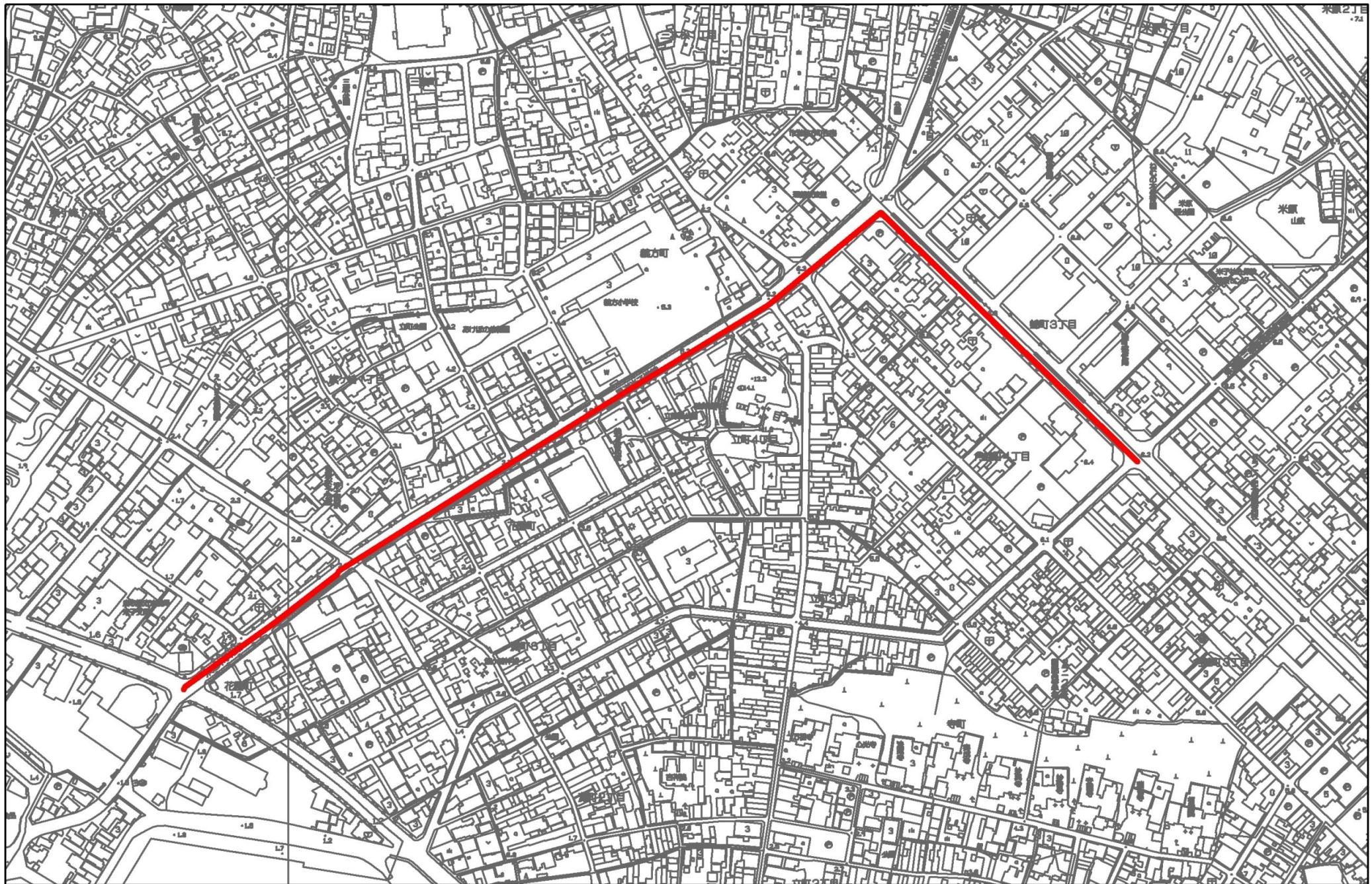
位置义

幹線名：青木内浜幹線（1）



位 置 図

幹線名：青木内浜幹線（2）



位 置 図

幹線名：福市幹線



設 計 數 量 總 括 表

総括情報表

頁0-0001

| 事務所 | 55 米子市(下水道) | | | | |
|----------------|----------------------------|-----|--|-----|-----|
| 設計書名 | 実施設計書 当初 04-*****-00001-40 | | | | |
| 変更回数 | 0 | | | | |
| 事業名 | | | | | |
| 適用単価区分 | 1 実施工単価 | | | | |
| 適用単価地区 | 30 米子市 | | | | |
| 単価適用日 | 0-04.04.10(0) | | | | |
| 諸経費体系 ファイル名 | 1 公共 | | | | |
| | 当世代 | 前世代 | | 当世代 | 前世代 |
| 工種 | 46 下水道(2) | | | | |
| 現場環境改善費 | 00 率計上しない | | | | |
| 施工地域 | 12 一般交通影響有り(1) | | | | |
| 緊急工事 | 00 通常工事 0 % | | | | |
| 契約保証区分 | 03 補正しない | | | | |
| 豪雪割増 | 01 豪雪割増あり | | | | |
| 工期算定区分 | 02 算出しない | | | | |
| ICT施工有無 | 00 ICT施工を使用しない | | | | |
| 冬期補正係数 | 00 0級地 0. 0 % | | | | |
| 週休二日補正係数 | 01 週休二日補正なし | | | | |
| 前払金補正率 | 1.050 | | | | |
| 共通仮設費(X1000) | 10.62 | | | | |
| 現場管理費(X1000) | 44.68 | | | | |
| 一般管理費(X1000) | 1609094 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

04-*****-00001-40

調査業務費 内訳書

頁0-0002

| 費目・工種・施工名称など | 数 量 | 単位 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|--|--------|----|--------|--------|---------------------|
| 調査業務費 | | | | | X1000 |
| 管路施設調査工 | | | | | Y1999 (レベル1) |
| マンホール目視調査工 | | | | | Y2999 (レベル2) |
| マンホール目視調査工 | | | | | Y3999 (レベル3) |
| マンホール目視調査工 昼間作業 下水道施設維持管理積算要領 96頁 | 100 | 箇所 | | | GC01D 科目内訳0001号表 |
| マンホール目視調査工 夜間作業 下水道施設維持管理積算要領 96頁 | 28 | 箇所 | | | GC01N 科目内訳0002号表 |
| TVカメラ調査工 | | | | | Y2999 (レベル2) |
| 本管TVカメラ調査工 | | | | | Y3999 (レベル3) |
| 本管TVカメラ調査工 内径150~800mm未満 昼間作業 下水道施設維持管理積算要領 99頁 | 490 | m | | | GC02D 科目内訳0003号表 |

調査業務費 内訳書

頁0-0003

| 費目・工種・施工名称など | 数 量 | 単位 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|--|--------|----|--------|--------|---------------------|
| 本管TVカメラ調査工 内径150~800mm未満 夜間作業 下水道施設維持管理積算要領 99頁 | 313 | m | | | GC02N 科目内訳0004号表 |
| 本管TVカメラ調査工 内径800~2,000mm未満 昼間作業 下水管路管理積算資料 120頁 | 45 | m | | | GC06D 科目内訳0005号表 |
| 本管TVカメラ調査工 内径800~2,000mm未満 夜間作業 下水管路管理積算資料 120頁 | 1,130 | m | | | GC06N 科目内訳0006号表 |
| 管きょ内洗净工 | | | | | Y2999 (レベル2) |
| 管きょ内洗净工 | | | | | Y3999 (レベル3) |
| 管きょ内洗净工 昼間作業 下水道施設維持管理積算要領 113頁 | 534 | m | | | GC05D 科目内訳0007号表 |
| 管きょ内洗净工 夜間作業 下水道施設維持管理積算要領 113頁 | 1,444 | m | | | GC05N 科目内訳0008号表 |
| 報告書作成工 | | | | | Y2999 (レベル2) |
| 報告書作成工 | | | | | Y3999 (レベル3) |

調査業務費 内訳書

頁0-0004

| 費目・工種・施工名称など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|--|-------|----|----|--------------|----------------------------|
| 報告書作成工 | | | | #0040 | A=工種金額加算累計, B=工種金額加算累計, C= |
| | | 一式 | | | |
| 報告書作成工 マンホール目視調査 | 128 | 箇所 | | VC0001 0 | |
| 下水道施設維持管理積算要領 117頁 | | | | | 単第0-0019 表 040410 |
| 報告書作成工 本管TVカメラ調査 内径150~800mm未満 下水道施設維持管理積算要領 117頁 | 803 | m | | VC0002 0 | |
| 報告書作成工 本管TVカメラ調査 内径800~2,000mm未満 下水道管路管理積算資料 120頁 | 1,175 | m | | VC0004 0 | |
| 仮設工 | | | | Y1999 (レベル1) | |
| 交通管理工 | | | | Y2999 (レベル2) | |
| 交通誘導警備員 | | | | Y3999 (レベル3) | |
| 交通誘導警備員 昼間作業 | 1 | 一式 | | GKY1D 0 | 科目内訳0009号表 |
| 交通誘導警備員 夜間作業 | 1 | 一式 | | GKY1N | 科目内訳0010号表 |

04-*****-00001-40

米子市

調査業務費 内訳書

頁0-0005

| 費目・工種・施工名称など | 数 量 | 単位 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|--------------|--------|----|--------|--------|------------------------------------|
| **直接工事費** | | | | | |
| 安全費 | | | | | Z0009 |
| 換気設備工 | 14 | 日 | | | SG1D2200001 0 単第0-0024 表 040410 |
| 共通仮設費 | | | | | |
| **共通仮設費計** | | | | | |
| **純工事費** | | | | | |
| 現場管理費 | | | | | |
| **工事原価** | | | | | |
| 一般管理費率 分 | | | | | |

04-*****-00001-40

米子市

調査業務費 内訳書

頁0-0006

| 費目・工種・施工名称など | 数 量 | 単位 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|--------------|--------|----|--------|--------|--------|
| 一般管理費計 | | | | | |
| **工事価格** | | | | | |
| **消費税相当額** | | | | | |
| **工事費計** | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

科目内訳表

科目内訳0001号表

頁0-0007

昼間作業

下水道施設維持管理積算要領 96頁

1 箇所 当り

| 施工名称など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|-------------------|----|----|----|----|------------|
| マンホール目視調査工 | | | | | VD0001 0 |
| 下水道施設維持管理積算要領 96頁 | 1 | 箇所 | | | 单第0-0001 表 |
| *** 単位当たり *** | 1 | 箇所 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

マンホール目視調査工

GC01N

科目内訳表

科目内訳0002号表

頁0-0008

夜間作業

下水道施設維持管理積算要領 96頁

1 箇所 当り
考

| 施工名称など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|-------------------|----|-----|----|----|------------|
| マンホール目視調査工 | | | | | VD0001 0 |
| 下水道施設維持管理積算要領 96頁 | 1 | 箇所 | | | 单第0-0003 表 |
| *** 単位当たり *** | 1 | 箇所 | | | |
| A=1 時間外及び深夜作業 | | B=8 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

04*****-00001-40

米子市

本管TVカメラ調査工

GC02D

科目内訳表

頁0-0009

内径150~800mm未満

昼間作業

科目内訳0003号表

下水道施設維持管理積算要領 99頁

1 m 当り

| 施工名称など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|-----------------------------|----|----|----|----|------------|
| 本管TVカメラ調査工 内径150~800mm未満 | | | | | VD0002 0 |
| 下水道施設維持管理積算要領 99頁 | 1 | m | | | 单第0-0005 表 |
| *** 単位当たり *** | 1 | m | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

04-*****-00001-40

米子市

本管TVカメラ調査工

GC02N

科目内訳表

頁0-0010

内径150~800mm未満

夜間作業

科目内訳0004号表

下水道施設維持管理積算要領 99頁

1 m 当り

| 施工名称など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|-----------------------------|----|-----|----|----|------------|
| 本管TVカメラ調査工 内径150~800mm未満 | | | | | VD0002 0 |
| 下水道施設維持管理積算要領 99頁 | 1 | m | | | 单第0-0007 表 |
| *** 単位当たり *** | 1 | m | | | |
| A=1 時間外及び深夜作業 | | B=8 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

04*****-00001-40

米子市

本管TVカメラ調査工

GC06D

科目内訳表

科目内訳0005号表

頁0-0011

昼間作業

下水道管路管理積算資料 120 頁

1 m 当り

04-*****-00001-40

米子市

本管TVカメラ調査工

GC06N

科目内訳表

頁0-0012

内径800~2,000mm未満

夜間作業

科目内訳0006号表

下水管路管理積算資料 120頁

1 m 当り

| 施工名称など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|-------------------------------|----|-----|----|----|------------|
| 本管TVカメラ調査工 内径800~2,000mm未満 | | | | | VD0006 0 |
| 下水管路管理積算資料 120頁 | 1 | m | | | 单第0-0011 表 |
| *** 単位当たり *** | 1 | m | | | |
| A=1 時間外及び深夜作業 | | B=8 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

04*****-00001-40

米子市

管きょ内洗净工

GC05D

科目内訳表

科目内訳0007号表

頁0-0013

昼間作業

下水道施設維持管理積算要領 113頁

1 m 当り

管きょ内洗浄工

GC05N

科目内訳表

科目内訳0008号表

頁0-0014

夜間作業

下水道施設維持管理積算要領 113頁

1 m 当り

| 施工名称など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|--------------------|----|-----|----|----|------------|
| 管きょ内洗浄工 | | | | | VD0005 0 |
| 下水道施設維持管理積算要領 113頁 | 1 | m | | | 单第0-0016 表 |
| *** 単位当たり *** | 1 | m | | | |
| A=1 時間外及び深夜作業 | | B=8 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

04*****-00001-40

米子市

交通誘導警備員

GKY1D

科目内訳表

頁0-0015

昼間作業

科目内訳0009号表

1 式 当り
考

| 施工名称など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---------------|----|----|----|----|---------|
| 交通誘導警備員A | 6 | 人 | | | R0368 0 |
| 交通誘導警備員B | 15 | 人 | | | R0369 0 |
| *** 単位当たり *** | 1 | 式 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

04*****-00001-40

米子市

交通誘導警備員

GKY1N

科目内訳表

頁0-0016

科目内訳0010号表

1 式 当り

夜間作業

| 施工名称など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---------------|----|-----|----|----|---------|
| 交通誘導警備員A | 14 | 人 | | | R0368 0 |
| 交通誘導警備員B | 13 | 人 | | | R0369 0 |
| *** 単位当たり *** | 1 | 式 | | | |
| A=1 時間外及び深夜作業 | | B=8 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

04*****-00001-40

米子市

施工単価表

単第0-0001 表

頁0-0017

下水道施設維持管理積算要領 96頁

1

箇所 当り
考

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|--------------------------|-----|----|----|----|--|
| 管路調査技師 (外業) | 1.0 | 人 | | | R0930 測量技師 |
| 管路調査助手 (外業) | 1.0 | 人 | | | R0940 測量技師補 |
| 管路調査作業員 | 1.0 | 人 | | | RTPC00002 普通作業員 |
| ライトバン運転工 56kW 1,500cc | 1.0 | 日 | | | VE0001 単第0-0002 表 下水道施設維持管理積算要領 97頁 |
| 計 | | | | | +00 1日当たり |
| 1箇所当たり | | | | | +00 下水道施設維持管理積算要領 95頁 |
| *** 単位当たり *** | 1 | 箇所 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

ライトバン運転工
56kW 1,500cc

VE0001

施工單価表

单第0-0002 表

頁0-0018

下水道施設維持管理積算要領 97頁

1 日 当り

04-*****-00001-40

米子市

施工単価表

単第0-0003 表

頁0-0019

下水道施設維持管理積算要領 96頁

1

箇所 当り
考

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|--------------------------|-----|----|----|----|--|
| 管路調査技師 (外業) | 1.0 | 人 | | | R0930 測量技師 |
| 管路調査助手 (外業) | 1.0 | 人 | | | R0940 測量技師補 |
| 管路調査作業員 | 1.0 | 人 | | | RTPC00002 普通作業員 |
| ライトバン運転工 56kW 1,500cc | 1.0 | 日 | | | VE0001 単第0-0004 表 下水道施設維持管理積算要領 97頁 |
| 計 | | | | | +00 1日当たり |
| 1箇所当たり | | | | | +00 下水道施設維持管理積算要領 95頁 |
| *** 単位当たり *** | 1 | 箇所 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

ライトバン運転工
56kW 1,500cc

VE0001

施工單価表

单第0-0004 表
下水道施設維持管理積算要領 97頁

頁0-0020

1 日 当り

本管TVカメラ調査工
内径150~800mm未満

VD0002

施工単価表

单第0-0005 表

下水道施設維持管理積算要領 99頁

1 m 当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|--------------------------|-----|----|----|----|---|
| 管路調査技師 (外業) | 1.0 | 人 | | | R0930 測量技師 |
| 管路調査助手 (外業) | 1.0 | 人 | | | R0940 測量技師補 |
| 管路調査作業員 | 1.0 | 人 | | | RTPC00002 普通作業員 |
| TVカメラ搭載車運転工 2t 本管用 | 1.0 | 日 | | | VE0002 单第0-0006 表 下水道施設維持管理積算要領 100頁 |
| 計 | | | | | +00 |
| 1 m 当り | | | | | 1 日 当り +00 下水道施設維持管理積算要領 98頁 |
| *** 単位当たり *** | 1 | m | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

TVカメラ搭載車運転工

VE0002

施工單価表

单第0-0006 表

頁0-0022

日 当り

04-*****-00001-40

米子市

施工単価表

单第0-0007 表

下水道施設維持管理積算要領 99頁

1 m 当り

本管TVカメラ調査工
内径150~800mm未満

VD0002

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|--------------------------|-----|----|----|----|---|
| 管路調査技師 (外業) | 1.0 | 人 | | | R0930 測量技師 |
| 管路調査助手 (外業) | 1.0 | 人 | | | R0940 測量技師補 |
| 管路調査作業員 | 1.0 | 人 | | | RTPC00002 普通作業員 |
| TVカメラ搭載車運転工 2t 本管用 | 1.0 | 日 | | | VE0002 单第0-0008 表 下水道施設維持管理積算要領 100頁 |
| 計 | | | | | +00 |
| 1 m 当り | | | | | 1 日 当り +00 下水道施設維持管理積算要領 98頁 |
| *** 単位当たり *** | 1 | m | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

TVカメラ搭載車運転工

VE0002

施工單価表

单第0-0008 表

頁0-0024

1 日 当り

04-*****-00001-40

米子市

本管TVカメラ調査工
内径800~2,000mm未満

VD0006

施工単価表

单第0-0009 表

下水管路管理積算資料 120頁

1 m 当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|-------------------------|-----|----|----|-----------|-----------------|
| 調査技師 (外業) | 1.0 | 人 | | R0930 | 測量技師 |
| 調査助手 (外業) | 1.0 | 人 | | R0940 | 測量技師補 |
| 調査作業員 | 4.0 | 人 | | RTPC00002 | 普通作業員 |
| テレビカメラ車運転工 直視側視式 大口径 | 1.0 | 日 | | VE0006 | 单第0-0010 表 |
| 計 | | | | +00 | |
| 1 m 当り | | | | +00 | 1 日 当り |
| *** 単位当たり *** | 1 | m | | | 下水管路管理積算資料 123頁 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

テレビカメラ車運転工
直視側視式 大口径

VE0006

施工單価表

单第0-0010 表

頁0-0026

1 日 当り
考

04-*****-00001-40

米子市

本管TVカメラ調査工
内径800~2,000mm未満

VD0006

施工単価表

单第0-0011 表

下水管路管理積算資料 120頁

1 m 当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|-------------------------|-----|----|----|-----------|-----------------|
| 調査技師 (外業) | 1.0 | 人 | | R0930 | 測量技師 |
| 調査助手 (外業) | 1.0 | 人 | | R0940 | 測量技師補 |
| 調査作業員 | 4.0 | 人 | | RTPC00002 | 普通作業員 |
| テレビカメラ車運転工 直視側視式 大口径 | 1.0 | 日 | | VE0006 | 单第0-0012 表 |
| 計 | | | | +00 | |
| 1 m 当り | | | | +00 | 1 日 当り |
| *** 単位当たり *** | 1 | m | | | 下水管路管理積算資料 123頁 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

テレビカメラ車運転工
直視側視式 大口径

VE0006

施工單価表

单第0-0012 表

頁0-0028

1 日 当り
考

04-*****-00001-40

米子市

管きょ内洗浄工

VD0005

施工単価表

单第0-0013 表

下水道施設維持管理積算要領 113頁

1 m 当り

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|----------------------|-----|----|----|----|---|
| 清掃技師 | 1.0 | 人 | | | RTPC00009 土木一般世話役 |
| 清掃作業員 | 1.0 | 人 | | | RTPC00001 特殊作業員 |
| 高圧洗浄車運転工 147kW 4t | 1.0 | 日 | | | VE0003 单第0-0014 表 下水道施設維持管理積算要領 114頁 |
| 給水車運転工 132kW 4t | 1.0 | 日 | | | VE0004 单第0-0015 表 下水道施設維持管理積算要領 114頁 |
| 計 | | | | | +00 1 日当たり |
| 1 m当たり | | | | | +00 下水道施設維持管理積算要領 113頁 |
| *** 単位当たり *** | 1 | m | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

高压洗浄車運転工

147kW 4t

VE0003

施工單価表

单第0-0014 表

頁0-0030

下水道施設維持管理積算要領 114頁

1 日 当り

給水車運転工

132kW 4t

VE0004

施工單価表

頁0-0031

单第0-0015 表

下水道施設維持管理積算要領 114頁

1 日 当り

管きょ内洗浄工

VD0005

施工単価表

单第0-0016 表

下水道施設維持管理積算要領 113頁

1 m 当り

考

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|----------------------|-----|----|----|----|---|
| 清掃技師 | 1.0 | 人 | | | RTPC00009 土木一般世話役 |
| 清掃作業員 | 1.0 | 人 | | | RTPC00001 特殊作業員 |
| 高圧洗浄車運転工 147kW 4t | 1.0 | 日 | | | VE0003 单第0-0017 表 下水道施設維持管理積算要領 114頁 |
| 給水車運転工 132kW 4t | 1.0 | 日 | | | VE0004 单第0-0018 表 下水道施設維持管理積算要領 114頁 |
| 計 | | | | | +00 1 日当たり |
| 1 m当たり | | | | | +00 下水道施設維持管理積算要領 113頁 |
| *** 単位当たり *** | 1 | m | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

高压洗浄車運転工

147kW 4t

VE0003

施工單価表

单第0-0017 表

頁0-0033

下水道施設維持管理積算要領 114頁

1 日 当り

04-*****-00001-40

米子市

給水車運転工

132kW 4t

VE0004

施工單価表

单第0-0018 表

下水道施設維持管理積算要領 114頁

1 日 当り

VC0001

施工単価表

单第0-0019 表

下水道施設維持管理積算要領 117頁

1 箇所 当り

報告書作成工
マンホール目視調査

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|----------------|-----|----|----|----|------------------------------|
| 管理技師 (内業) | 1.0 | 人 | | | R0710 測量主任技師 |
| 管路調査技師 (内業) | 1.0 | 人 | | | R0720 測量技師 |
| 管路調査助手 (内業) | 1.0 | 人 | | | R0730 測量技師補 |
| 写真代 | 1 | 一式 | | | VPHOTO180 单第0-0020 表 5 |
| 諸雑費 | 10 | % | | | #05 |
| 計 | | | | | +00 1日当たり |
| 1箇所当たり | | | | | +00 下水道施設維持管理積算要領 115頁 |
| *** 単位当たり *** | 1 | 箇所 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

04*****-00001-40

米子市

写真代

VPHOT0180

施工單価表

单第0-0020 表

頁0-0036

1 式 当り 考

施工単価表

单第0-0021 表

1 m 当り

報告書作成工
本管TVカメラ調査

VC0002

内径150~800mm未満

下水道施設維持管理積算要領 117頁

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|----------------|-----|----|----|----|------------------------------|
| 管理技師 (内業) | 1.0 | 人 | | | R0710 測量主任技師 |
| 管路調査技師 (内業) | 1.0 | 人 | | | R0720 測量技師 |
| 管路調査助手 (内業) | 1.0 | 人 | | | R0730 測量技師補 |
| DVD | 1.0 | 枚 | | | TDVD01 業務関係設計単価表 6頁 |
| 写真代 | 1 | 一式 | | | VPHOTO336 单第0-0022 表 5 |
| 諸雑費 | 10 | % | | | #05 |
| 計 | | | | | +00 1日当たり |
| 1m当たり | | | | | +00 下水道施設維持管理積算要領 115頁 |
| *** 単位当たり *** | 1 | m | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

写真代

VPHOT0336

施工單価表

单第0-0022 表

頁0-0038

1 式 当り 考

04-*****-00001-40

米子市

施工単価表

单第0-0023 表

1 m 当り

VC0004

内径800~2,000mm未満

下水管路管理積算資料 120頁

報告書作成工
本管TVカメラ調査

| 名称・規格など | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|----------------|-----|----|----|----|------------------------|
| 管理主任技師 (内業) | 0.3 | 人 | | | R0620 技師(A) 5 |
| 管理技師 (内業) | 1.0 | 人 | | | R0710 測量主任技師 5 |
| 調査技師 (内業) | 1.0 | 人 | | | R0720 測量技師 5 |
| 調査助手 (内業) | 1.0 | 人 | | | R0730 測量技師補 5 |
| 諸雑費 | 5 | % | | | #05 |
| 計 | | | | | +00 1日当たり |
| 1m当たり | | | | | +00 下水管路管理積算資料 123頁 |
| *** 単位当たり *** | 1 | m | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

換氣設備工

SG1D2200001

施工單価表

单第0-0024 表

頁0-0040

1 日 当り
考

機-16_発動発電機(ディーゼル発電機)運転 定格容量25kVA

SM1600042

施工單価表

单第0-0025 表

頁0-0041

1 日 当り